

地方独立行政法人法改正の概要

1 概要

地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）の改正により「評価委員会の役割の見直し」、
「中期目標期間の見込評価の新設」等が行われた。（施行日 平成 30 年 4 月 1 日）

2 改正内容

(1) 設立団体の長（市長）と評価委員会の役割の見直し

業績評価の主体を評価委員会から設立団体の長に変更

（評価委員会は存続するが必要な役割を整理（設立団体の長の責任強化））

	内容（条項）	現行法	改正法
①	中期目標の設定 （地独法第 25 条）	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで設定	同左（変更なし）
②	中期計画の認可 （地独法第 26 条）	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで認可	設立団体の長が認可
③	各事業年度の事業評価 （地独法第 28 条）	評価主体：評価委員会	評価主体：設立団体の長
④	中期目標期間終了時に 見込まれる業績評価 （地独法第 28 条）	なし	〈新規項目〉 評価主体：設立団体の長 長が評価委員会の意見を聴いたうえで実施
⑤	中期目標期間終了時の 所要の措置を講ずる （地独法第 30 条）	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで決定	同左（変更なし）

※改正法において、評価委員会の関与は、①中期目標の設定、④中期目標期間終了時に見込まれる業績評価（見込評価）、⑤中期目標期間終了後の見直し等とされた。

※ただし、条例に規定することにより、評価委員会の関与（評価委員会への意見聴取等）を付加することは可能。

(2) 目標の具体化、業績評価時期の見直し

- ・具体的な中期目標の設定を明記
- ・中期目標期間の最終年度に中期目標に係る業績評価（見込評価）を実施〈新規項目〉